

工事等成績評定要綱

平成15年3月31日
公社要綱第10号

改正 平成15年 7月31日 公社要綱第12号(い) 平成20年 5月30日 公社要綱第14号(ろ)
平成21年 3月31日 公社要綱第6号(は) 平成25年 3月29日 公社要綱第14号(に)
平成30年 9月20日 公社要綱第15号(ほ) 令和 元年 6月26日 公社要綱第14号(へ)
令和 2年 8月25日 公社要綱第14号(と)

(目的)

第1条 この要綱は、公社が施行する請負工事及び業務委託（以下「請負工事等」という。）に係る成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、監督員及び検査員が評定を厳正かつ適切に実施することにより、工事受注者及び業務受託者（以下「工事受注者等」という。）の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(い) (ほ)

(対象工事等)

第2条 評定は、一件起工金額が250万円を超える次の各号に定める請負工事等について行う。(い) (ほ) (と)

- 一 対象とする工事は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、土木工事その他の工事及びこれに附帯する工事とする。(発注書・指示書を含む。)(ほ)
- 二 対象とする業務委託は、設計、測量、地質調査、監理その他工事の一部であって当該工事から分離して処理できる業務委託とする。(ほ)

(評定者)

第3条 評定者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該工事等の監督員（担当監督員、主任監督員、総括監督員）(い) (に)
- 二 検査事務規程第5条第1項及び第2項に規定する検査員

(評定の時期)

第4条 評定の時期は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 監督員は、原則として、完了検査合格の日から14日以内に評定を行う。(い) (ほ)
- 二 検査員は、検査（清算検査及び材料検査は除く。）を完了したときは、速やかに評定を行う。ただし、完了検査の場合は、原則として完了検査合格の日から14日以内に評定を行う。(ほ)

(評定の実施)

第5条 各評定者は、第2条に定める請負工事等ごとに、工事成績評定表又は委託成績評定表（別記様式。以下「評定表」という。）の各評定項目について第6条から第9

条に定めるところにより評定を行う。(イ)(ロ)(ハ)

(主任監督員及び担当監督員の評定内容及び方法等)

第6条 主任監督員及び担当監督員は、評定表の評定項目中、工事成績評定は、「法令遵守等」(別記様式)を除く項目、委託成績評定は、「採点表(事故等による減点)」(別記様式)を除く項目について、評定を行う。(イ)(ハ)

2 前項の工事成績評定は、工事成績評定項目別評定表により行い、委託成績評定は、「採点表(監督員用)」(別記様式。以下「項目別評定表」という。)により行う。

(ロ)(ハ)

3 主任監督員及び担当監督員は、評定の結果を評定表及び項目別評定表により、総括監督員へ報告する。(ロ)

(総括監督員の評定内容及び方法等) (ロ)

第7条 総括監督員は、前条により主任監督員及び担当監督員の行った評定結果等を総合的に判断し、評定表の各評定項目について評定を行う。(ロ)(ハ)

2 総括監督員は、評定表の各評定項目中、工事成績評定は「法令遵守等」について評定を行い、委託成績評定は「採点表(事故等による減点)」について、評定を行う。

(ロ)(ハ)

3 前項の評定は、項目別評定表(別記様式)により行う。(ハ)

4 総括監督員が第1項及び第2項より評定した結果をもって監督員が行う工事等成績評定とする。(イ)(ロ)

(検査員の評定内容及び方法等)

第8条 検査員は次の各号の定めるところにより評定を行う。(イ)(ハ)

一 工事成績評定は、検査成績評定表(別記様式)により行い、細目の評定点の算出は、検査成績評定項目別評定表(別記様式)により行う。(ロ)(ハ)

二 委託成績評定は、「採点表(検査員用)」(別記様式)により行う。(ロ)(ハ)

2 検査員は、前項により検査成績評定表及び検査成績評定項目別評定表又は採点表(検査員用)をもって、検査事務を所掌する課の課長へ報告する。(ハ)

3 前2項により評定した検査成績をもって検査員が行う工事等成績評定とする。(イ)(ハ)

4 検査員は全ての検査を完了した後(再検査終了後ではない。)、検査員としての評定点(検査成績評定表又は採点表(検査員用))を総括監督員へ送付する。(ロ)(ロ)(ハ)

(評定結果の取りまとめ)

第9条 総括監督員は検査員の評定点と監督員の評定点を取りまとめ、工事成績評定は、工事成績評定表及び工事成績評定報告書(別記様式)に評定結果を記録し、委託成績評定は、設計等委託成績評定報告書(別記様式)に評定結果を記録する。(イ)(ロ)(ハ)

(評定結果の報告)

第10条 総括監督員は、評定の結果について当該工事等の主管部長へ報告する。(い)(ろ)
(に)(ほ)

(評定結果の送付)

第11条 総括監督員は、評定の結果を総務部長に報告する。(い)

2 総括監督員は、評定の結果を本社の契約事務を主管する課長へ送付する。(い)(ろ)(に)
(評定結果の通知)

第12条 総括監督員は次の各号に定めるところにより、速やかに当該工事等の工事受注者等へ評定の結果を通知する。(い)(に)(ほ)(へ)

一 工事成績評定は、工事成績評定通知書により行う。(へ)

二 委託成績評定は、設計等委託成績評定通知書により行う。(へ)

(説明責務)

第13条 総括監督員は、前条の通知を受けた者から評定の内容について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。(い)(に)

(苦情申立て)

第14条 総括監督員は、前条により説明を受けた者が、その説明に不服がある場合に、書面により苦情申立てを行うことができることを知らせなければならない。(い)(に)

(評定の修正)(に)

第15条 総括監督員又は検査員は、次の各号により工事等成績評定を修正する必要があると認めるときは、当該工事等成績評定を修正することができる。(に)(ほ)

一 工事等成績評定通知後、工事受注者等に重大な法令違反等が判明した場合(に)(ほ)

二 工事等成績評定通知後、工事目的物に工事受注者等の故意又は重過失により生じた契約不適合が判明した場合(に)(ほ)(と)

三 評定の錯誤等により、工事等成績評定の修正が必要であると認められる場合(に)(ほ)

2 第1項の規定により工事成績評定を修正することができる期間は、当該請負工事の契約書における契約不適合責任期間内とする。(に)(と)

3 第1項の規定により委託成績評定を修正することができる期間は、当該業務委託の完了日から起算して10年までとする。(ほ)(へ)

4 第1項の規定により工事等成績評定を修正したときは、第9条から第12条までの規定を準用する。(に)(ほ)

(修正後の工事等成績評定)

第16条 前条第1項の規定により修正した工事等成績評定が不良点となる場合は、指名業者選定委員会に付議する。(に)(ほ)

2 前条第1項の規定により修正した工事等成績評定の効力は、工事成績の修正通知後

将来に向かってのみ生じる。(に)(ほ)

(実施細目)

第17条 この要綱の実施についての細目及び別記様式は、総務部検収課において別に定める。(に)

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に締結された契約で、平成15年7月1日以降に完了する請負工事についても、同様とする。

附 則 (い)

この要綱は、平成15年8月1日から施行し、改正後の工事等成績評定要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (ろ)

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (は)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (に)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (ほ)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 改正後の工事等成績評定要綱の規定は、施行日以降に検査する請負工事等について適用し、同日前に検査する請負工事等については、なお従前の例による。
- 3 保守点検等の業務委託については、別に基準等を定めるまでの間、この要綱の規定を準用する。

附 則 (へ)

- 1 この要綱は、令和元年7月16日から施行する。
- 2 改正後の工事等成績評定要綱の規定は、施行日以降に検査する請負工事等について適用し、同日前に検査する請負工事等については、なお従前の例による。

附 則 (と)

この要綱は、令和2年9月1日から施行し、この要綱による改正後の工事成績評定要綱第15条の規定は、令和2年4月1日から適用する。